

あれも、これも**契約**！  
知っていますか？

## 契約のルール



**契約**とは、法的な拘束力を持つ約束のことで、

お互いの意思が合致（合意）することで成立します。

- 書面にする必要はなく、口約束でも成立します。
- 一方の都合だけで勝手に解消することはできません。

印鑑を押したり署名をしなくても、契約が成立するなんて知らなかった！！

**クーリング・オフ**したい！！

**クーリング・オフ**とは、一定期間内であれば、無条件で契約を解除できる制度です。しかし、すべての契約にクーリング・オフ制度を使えるわけではなく、自ら出向いてお店で購入した物や契約についてはクーリング・オフはできません。

また、通信販売は業者が定める返品特約に従うことになり、注文する前に返品対応について確認することが大切です。

### ◎クーリング・オフが使える取引

8日以内

- ・訪問販売
- ・電話勧誘販売  
(通信サービスの場合は初期契約解除制度)
- ・特定継続的役務提供（塾、エステなど）
- ・訪問購入（政令で指定されたもの）

20日以内

- ・連鎖販売取引（マルチ商法など）
- ・業務提供誘引販売取引（内職商法など）

**わからないときは、相談しよう！**

久慈市消費生活センター（平日9時～16時）

久慈市川崎町1-1（久慈市役所1階東側）

☎0194-54-8004

※土・日・祝日の電話相談は

消費者ホットライン 188 へ



# 多重債務者 弁護士無料相談

借金問題でお悩みの方のために、弁護士による無料相談会を開催しています。  
一人で悩まず、弁護士や相談員と一緒に解決方法を見つけましょう。



相談日：5月25日（木）

時間：午前10時～午後3時（一人40分間）

問い合わせ：**要予約** 久慈市消費生活センター ☎ 54-8004

※相談時間に限りがございますので、事前に消費生活相談員と打ち合わせをお勧めします。

平成29年度  
久慈市消費生活センター

## 出張相談会開催中！

悪質商法などの消費生活トラブル、多重債務などでお困りの方は、お気軽にご利用ください。

野田村 総合センター	洋野町役場 セシリアホール	洋野町役場 大野庁舎	普代村役場
被災者相談支援センター 弁護士相談と合同開催	弁護士相談はありません		
5月22日（月）	5月8日（月）	5月29日（月） 予約なしの場合 中止	6月1日（木） 人権相談と合同開催 10:00～15:30
6月19日（月）	6月12日（月）		

■ **予約優先** ①13:30～14:10 ②14:10～14:50 ③14:50～15:30

※ご予約なしの場合でも、当日 空きがあれば受付可能です。

※大野会場は予約が無い場合、開催中止となります。

■ 相談内容に関する書類などは、忘れずにご持参ください。

**【予約・問い合わせ】久慈市消費生活センター ☎ 54-8004**

久慈市・久慈広域消費生活センターでは、出前講座を行っています。

福祉サロンや町内会などに出向き、トラブル防止のためのお話をさせていただきます。  
たぐきりしながら、日ごろ気になっていることなどを気軽に聞いてもらえる座談会型の講座も大歓迎ですので、ご相談ください。

出前可能日時：月曜日～金曜日

10:00～16:00

出前可能地域：久慈管内

問合せ先：久慈市消費生活センター

54-8004

消費者力をアップしよう！

